



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第78号

毎週火・金曜日発行

目 次

病院局管	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程（3）（総務課） 1
理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（4）（"） 2

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる病院ごとに、同表の中欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の右欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置く。</p> <p style="text-align: center;">略</p>

鳥 取 県 立 中 央 病 院	医療局	周産期センター	新生児集中治療室
		略	
	医療技 術局	略	
		薬剤部	
		略	
	略		
医療安 全対策 室			
医療情 報管理 室			
略			

鳥 取 県 立 中 央 病 院	医療局	周産期センター
		略
	医療技 術局	略
		薬剤部
		診療情報管理室
	略	
医療安 全対策 室		
略		

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

略	
医療安全対 策室	<ol style="list-style-type: none"> 1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 医療安全対策室の管理に関すること。 3 その他医療安全対策に必要な事項に関すること。
医療情報管 理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療情報の総合分析に関すること。 2 電子カルテシステムに関すること。 3 カルテの管理に関すること。 4 診療記録の整理及び統計に関すること。 5 その他診療記録等に必要な事項に関すること。

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

略	
医療安全対 策室	<ol style="list-style-type: none"> 1 院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2 医療安全対策室の管理に関すること。 3 その他医療安全対策に必要な事項に関すること。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条項等及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条項等及び別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下この条において「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下この条において「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

改 正 後		改 正 前																	
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(別表第2)</td> <td>院長、副院長、局長（看護局及び事務局の局長を除く。）、部長（薬剤部長を除く。）、<u>医長、副医長、室長(新生児集中治療室長に限る。)</u>、<u>医師及び歯科医師</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 略</p>		種類	適用範囲	略		医療職給料表(別表第2)	院長、副院長、局長（看護局及び事務局の局長を除く。）、部長（薬剤部長を除く。）、 <u>医長、副医長、室長(新生児集中治療室長に限る。)</u> 、 <u>医師及び歯科医師</u>	略		<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(別表第2)</td> <td>院長、副院長、局長（看護局及び事務局の局長を除く。）、部長（薬剤部長を除く。）、<u>医長、副医長、医師及び歯科医師</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 略</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第5条 <u>給料の調整を行う職は、病院に勤務する別表第7の職員欄に掲げる職員の占める職とする。</u></p> <p>2 <u>職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第8に掲げる調整基本額</u>にその者に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（短時間勤務職員にあっては、</p>		種類	適用範囲	略		医療職給料表(別表第2)	院長、副院長、局長（看護局及び事務局の局長を除く。）、部長（薬剤部長を除く。）、 <u>医長、副医長、医師及び歯科医師</u>	略	
種類	適用範囲																		
略																			
医療職給料表(別表第2)	院長、副院長、局長（看護局及び事務局の局長を除く。）、部長（薬剤部長を除く。）、 <u>医長、副医長、室長(新生児集中治療室長に限る。)</u> 、 <u>医師及び歯科医師</u>																		
略																			
種類	適用範囲																		
略																			
医療職給料表(別表第2)	院長、副院長、局長（看護局及び事務局の局長を除く。）、部長（薬剤部長を除く。）、 <u>医長、副医長、医師及び歯科医師</u>																		
略																			

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 略

(病院局特定任期付職員の号給の決定の基準)

第6条 略

(管理職手当)

第7条 条例第5条に規定する企業管理規程で定める職は、別表第7の左欄に掲げる職（管理者がこれに相当すると認める職を含む。次項及び第20条において同じ。）とする。

2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表第7の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額（短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)～(4) 略

(地域手当)

第8条 略

(特殊勤務手当の種類)

第11条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 結核病棟等業務・感染性検査業務手当

(3)及び(4) 略

(放射線取扱手当)

第12条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合 (月の1

その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額（短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 略

(病院局特定任期付職員の号給の決定の基準)

第6条の2 略

(管理職手当)

第7条 条例第5条に規定する企業管理規程で定める職は、別表第9の左欄に掲げる職（管理者がこれに相当すると認める職を含む。次項及び第20条において同じ。）とする。

2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表第9の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額（短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)～(4) 略

(調整手当)

第8条 略

2 条例第8条の2に規定する企業管理規程で定める職員及び期間は、給与条例の適用を受ける者の例による。

(特殊勤務手当の種類)

第11条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 結核病棟等業務手当

(3)及び(4) 略

(5) 救急自動車運転等業務手当

(放射線取扱手当)

第12条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給す

日から末日までの間に外部放射線を被曝し、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが管理者が定める測定方法により認められた場合に限る。)に支給する。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき5,500円とする。

(結核病棟等業務・感染性検査業務手当)

第13条 結核病棟等業務・感染性検査業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 看護師又は准看護師が病院の結核病棟又は感染症病棟において業務に従事したとき。

(2) 中央検査室の職員が結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務に従事したとき。

(3) 中央放射線室の職員が結核病棟又は感染症病棟において業務に従事したとき。

(4) 運転士又は自動車整備士が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づき感染症の患者又は新感染症の所見がある者を自動車で移送する業務に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第3号及び第4号の業務 職員が業務に従事した日1日につき 300円

(2) 前項第2号の業務 月額5,500円

(医療業務手当)

第14条 略

- 2 前項の手当の額は、別表第8の左欄に掲げる職種に対応する同表の右欄に定める額とする。

る。

(1)及び(2) 略

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、同項第2号に掲げる職員に対する1月の手当の総額は、5,000円を超えてはならない。

(1) 前項第1号の作業 職員が作業に従事した日1日につき230円

(2) 前項第2号アの作業 作業1回につき5円

(3) 前項第2号イの作業 作業1回につき3円

(結核病棟等業務手当)

第13条 結核病棟等業務手当は、看護師又は准看護師が病院の結核病棟又は感染症病棟において業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき290円とする。

(医療業務手当)

第14条 略

- 2 前項の手当の額は、別表第10の左欄に掲げる職種に対応する同表の右欄に定める額とする。ただし、月の1日から末日までの間において医療業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあっては100分の60を、当該日数が1日以上8日未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ同表の右欄に定める額に乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る医療業務手当の額は、別表第10に定める額に勤務割合を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の月の1日から末日までの間における医療業務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の管理者の定める職員にあっては、管理者の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して管理者の定める数(以下この項において「特定数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合の当該医療業務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定による額に乗じて得た額とする。

(手当の支給の特例)

第14条の2 月の1日から末日までの間において第13条の規定により特殊勤務手当が支給される業務(同条第1項第2号の業務に限る。)又は第14条の規定により特殊勤務手当が支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあっては100分の60を、当該日数が1日以上8日未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前2条の規定により算定した額に乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、前2条の規定により算定した額に勤務割合を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、月の1日から末日までの間において短時間勤務職員が特殊勤務手当の支

給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の管理者の定める職員にあっては、管理者の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して管理者の定める数(以下この項において「特定数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合の当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定により算定した額に乘じて得た額とする。

第16条及び第17条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第20条 条例第18条の企業管理規程で定める職員は、別表第7の左欄に掲げる職にある職員とする。

- 前項に規定する職員に支給する管理職員特別勤務手当の額は、別表第7の左欄に掲げる職に対応する同表の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

(救急自動車運転等業務手当)

第16条 救急自動車運転等業務手当は、運転士又は自動車整備士が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 緊急用務のための救急自動車の運転業務
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づき感染症の患者又は新感染症の所見がある者を自動車で移送する業務

- 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき290円とする。

第17条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第20条 条例第18条の企業管理規程で定める職員は、別表第9の左欄に掲げる職にある職員とする。

- 前項に規定する職員に支給する管理職員特別勤務手当の額は、別表第9の左欄に掲げる職に対応する同表の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

(1)~(4) 略

3及び4 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次に掲げる額を加算した額とする。

(1)及び(2) 略

2 条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(1)~(4) 略

3及び4 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次に掲げる額を加算した額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 回によって定められた特殊勤務手当については、その金額の一の計算期間の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額

2 条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にそ

別表第5 (第3条、第4条関係)

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
2 級	医長、副医長又は室長(新生児集中治療室長に限る。)の職務
3 級	副院長、局長、部長又は困難な業務を処理する医長、副医長若しくは室長(新生児集中治療室長に限る。)の職務
略	

イ及びウ 略

の者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数を減じたもので除して得た額とする。

別表第5 (第3条、第4条関係)

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
2 級	医長又は副医長の職務
3 級	副院長、局長、部長又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長の職務
略	

イ及びウ 略

別表第7 (第5条関係)

職 員	調整数
(1) 結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核患者に直接接することを常例とする室長、副室長、衛生技師及び診療放射線技師	2
(2) 医療助手のうち結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	

別表第8 (第5条関係)

ア 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。 ただし、2号給 7,924円
3 級	9,600円。 ただし、1号給 9,211円 2号給 9,531円
4 級	10,200円
5 級	11,100円
6 級	11,900円
7 級	13,000円

イ 現業職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円

3 級	8,500円。 ただし、1号給 8,271円
-----	---------------------------

別表第7 (第7条、第20条関係) 略

別表第9 (第7条、第20条関係) 略

別表第8 (第14条関係)

別表第10 (第14条関係)

職 種	額
院長	月額 49,000円
副院長及び局長	月額 44,000円
部長	月額 37,000円
医長、副医長又は室長 (新生児集中治療室長に限る。)のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの	月額 29,000円
医長、副医長及び室長 (新生児集中治療室長に限る。)のうち医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの	月額 24,000円
医師及び歯科医師	月額 20,000円

職 種	額
院長	月額 75,000円
副院長及び局長	月額 68,000円
部長	月額 56,000円
医長及び副医長のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの	月額 44,000円
医長及び副医長のうち医療職給料表(1)の2級の職務にあるもの	月額 37,000円
医師及び歯科医師	月額 30,000円

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表 (第3条関係)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500

16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900		
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700		
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500		
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300		
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700			
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400			
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100			
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800			
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500			

再任用 職員以 外の職 員	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200	
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900	
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600		
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100		
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800		
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500		
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200		
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700		
86	240,100	296,400	345,300	386,800			
87	240,800	296,800	345,800	387,400			
88	241,500	297,200	346,300	388,000			
89	242,300	297,500	346,700	388,700			
90	242,800	297,900	347,200	389,300			
91	243,300	298,300	347,700	389,900			
92	243,800	298,700	348,200	390,500			
93	244,100	298,900	348,500	391,200			
94		299,300	349,000				
95		299,700	349,500				
96		300,100	350,000				
97		300,300	350,300				
98		300,700	350,800				
99		301,100	351,300				
100		301,500	351,800				
101		301,700	352,100				

	102		302,100	352,500						
	103		302,500	352,900						
	104		302,900	353,300						
	105		303,100	353,800						
	106		303,500	354,200						
	107		303,900	354,600						
	108		304,300	355,000						
	109		304,500	355,500						
	110		304,900	355,900						
	111		305,300	356,300						
	112		305,700	356,700						
	113		305,900	357,200						
	114		306,300	357,600						
	115		306,700	358,000						
	116		307,100	358,400						
	117		307,300	358,900						
	118		307,600							
	119		307,900							
	120		308,200							
	121		308,600							
	122		308,900							
	123		309,200							
	124		309,500							
	125		309,900							
再任用 職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600

別表第2 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	235,200	322,200	390,600	467,100
	2	237,700	325,300	393,500	469,400
	3	240,200	328,400	396,400	471,700
	4	242,700	331,500	399,300	474,000
	5	245,100	334,400	402,000	476,300
	6	248,900	337,800	404,800	478,500
	7	252,700	341,200	407,600	480,700
	8	256,500	344,600	410,400	482,900
	9	260,100	347,800	413,000	485,200
	10	264,100	351,200	415,700	487,300

	11	268,100	354,600	418,400	489,400
	12	272,100	358,000	421,100	491,500
	13	276,000	361,300	423,600	493,600
	14	280,000	365,000	426,100	495,700
	15	284,000	368,700	428,600	497,800
	16	288,000	372,400	431,100	499,900
	17	291,800	376,000	433,400	502,000
	18	295,500	378,800	435,800	504,000
	19	299,200	381,600	438,200	506,000
	20	302,900	384,400	440,600	508,000
	21	306,700	387,300	442,900	509,800
	22	310,600	389,900	445,300	511,700
	23	314,500	392,500	447,700	513,600
	24	318,400	395,100	450,100	515,500
	25	322,100	397,500	452,400	517,200
	26	325,100	399,800	454,700	519,000
	27	328,100	402,100	457,000	520,800
	28	331,100	404,400	459,300	522,600
	29	334,200	406,800	461,500	524,500
	30	336,800	408,900	463,800	526,300
	31	339,400	411,000	466,100	528,100
	32	342,000	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600
	41	364,000	431,500	486,000	545,200
再任用職員	42	365,500	433,300	487,800	546,600
以外の職員	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600
	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300

	54	380,900	454,600	506,500	
	55	381,800	455,800	507,800	
	56	382,700	457,000	509,100	
	57	383,700	458,200	510,300	
	58	384,600	459,200	511,200	
	59	385,500	460,200	512,100	
	60	386,400	461,200	513,000	
	61	387,300	462,100	513,900	
	62	387,800	462,800	514,800	
	63	388,300	463,500	515,700	
	64	388,800	464,200	516,600	
	65	389,100	464,900	517,500	
	66		465,600	518,400	
	67		466,300	519,300	
	68		467,000	520,200	
	69		467,500	521,100	
	70		468,200	522,000	
	71		468,900	522,900	
	72		469,600	523,800	
	73		470,100	524,600	
	74		470,800	525,500	
	75		471,500	526,400	
	76		472,200	527,300	
	77		472,700	528,100	
	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	
	81		475,100	531,600	
	82		475,700		
	83		476,300		
	84		476,900		
	85		477,400		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200	376,900
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400	379,600
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600	382,300
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800	385,000
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000	387,600

6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200	390,300
7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400	393,000
8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600	395,700
9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600	398,300
10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800	400,800
11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000	403,300
12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200	405,800
13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200	408,100
14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300	410,300
15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400	412,500
16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500	414,700
17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500	416,800
18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600	418,900
19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700	421,000
20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800	423,100
21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700	425,000
22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800	426,600
23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900	428,200
24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000	429,800
25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400
26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700
27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000
28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300
29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700
30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900
37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700
41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	
47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	
48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	

再任用 職員以 外の職 員	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400
	52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100
	53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800
	54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500
	55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200
	56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900
	57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500
	58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200
	59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900
	60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600
	61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100
	62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800
	63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500
	64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	
	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600	
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200	
	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800	
	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500	
	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100	
	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700	
	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300	
	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000	
	78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600	
	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200	
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
86		293,100	330,600	352,700			
87		293,400	331,000	353,100			
88		293,700	331,400	353,500			
89		294,100	331,900	354,000			
90		294,400	332,300	354,400			
91		294,700	332,700	354,800			

92			295,000	333,100	355,200			
93			295,400	333,600	355,700			
94			295,700	334,000	356,100			
95			296,000	334,400	356,500			
96			296,300	334,800	356,900			
97			296,700	335,000	357,400			
98			297,000	335,400	357,800			
99			297,300	335,800	358,200			
100			297,600	336,200	358,600			
101			298,000	336,400	359,100			
102			298,300	336,800	359,500			
103			298,600	337,200	359,900			
104			298,900	337,600	360,300			
105			299,200	337,800	360,800			
106				338,200	361,200			
107				338,600	361,600			
108				339,000	362,000			
109				339,200	362,500			
110				339,600				
111				340,000				
112				340,400				
113				340,600				
114				341,000				
115				341,400				
116				341,800				
117				342,000				
118				342,400				
119				342,800				
120				343,200				
121				343,400				
122				343,800				
123				344,200				
124				344,600				
125				344,800				
再任用 職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700	380,100
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900	382,800

3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100	385,500
4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300	388,200
5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500	390,800
6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700	393,300
7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900	395,800
8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100	398,300
9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100	400,700
10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200	403,100
11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300	405,500
12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400	407,900
13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600	410,300
14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700	412,500
15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800	414,700
16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900	416,900
17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100	419,000
18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200	421,200
19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300	423,400
20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400	425,600
21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600	427,600
22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800	429,500
23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000	431,400
24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200	433,300
25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000

	46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
	47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
	48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
	49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
	50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
	51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
	52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
	53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
	54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	
	55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	
	56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	
	57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	
	58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
	59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
	60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
	61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
	62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
	63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
	64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
	65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
	66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
	67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
	68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
再任用	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
職員以	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		
外の職	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400		
員	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000		
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500		
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100		
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700		
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300		
	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800		
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400		
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000		
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600		

89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100
90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
94	284,100	319,100	354,700	374,100	
95	285,100	319,900	355,400	374,600	
96	286,100	320,700	356,100	375,100	
97	287,200	321,400	356,600	375,700	
98	288,100	322,100	357,100	376,200	
99	289,000	322,800	357,600	376,700	
100	289,900	323,500	358,100	377,200	
101	290,700	324,000	358,700	377,800	
102	291,500	324,600	359,200	378,300	
103	292,300	325,200	359,700	378,800	
104	293,100	325,800	360,200	379,300	
105	293,800	326,200	360,800	379,900	
106	294,300	326,700	361,300	380,400	
107	294,800	327,200	361,800	380,900	
108	295,300	327,700	362,300	381,400	
109	295,800	328,200	362,800	382,000	
110	296,200	328,600	363,300	382,500	
111	296,600	329,000	363,800	383,000	
112	297,000	329,400	364,300	383,500	
113	297,400	329,800	364,800	384,100	
114	297,800	330,200	365,300		
115	298,200	330,600	365,800		
116	298,600	331,000	366,300		
117	298,900	331,300	366,700		
118	299,300	331,700	367,200		
119	299,700	332,100	367,700		
120	300,100	332,500	368,200		
121	300,400	332,700	368,600		
122	300,800	333,100	369,100		
123	301,200	333,500	369,600		
124	301,600	333,900	370,100		
125	301,800	334,200	370,500		
126	302,200	334,600	371,000		
127	302,600	335,000	371,500		
128	303,000	335,400	372,000		
129	303,200	335,700	372,400		
130	303,600	336,100			
131	304,000	336,500			

	132	304,400	336,900					
	133	304,600	337,200					
	134	305,000	337,600					
	135	305,400	338,000					
	136	305,800	338,400					
	137	306,000	338,700					
	138	306,400	339,100					
	139	306,800	339,500					
	140	307,200	339,900					
	141	307,400	340,200					
	142	307,800	340,600					
	143	308,200	341,000					
	144	308,600	341,400					
	145	308,800	341,700					
	146	309,200	342,100					
	147	309,600	342,500					
	148	310,000	342,900					
	149	310,200	343,200					
	150	310,500	343,600					
	151	310,800	344,000					
	152	311,100	344,400					
	153	311,500	344,700					
	154	311,800	345,100					
	155	312,100	345,500					
	156	312,400	345,900					
	157	312,800	346,200					
再任用 職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

別表第2の2 特定任期付職員給料表 (第3条関係)

号給	給料月額
1	376,000円
2	426,000円
3	479,000円
4	545,000円
5	622,000円
6	728,000円
7	852,000円

別表第3 現業職給料表 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級	

号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	134,000	183,800
2	135,100	185,600
3	136,200	187,400
4	137,300	189,200
5	138,400	190,800
6	139,500	192,600
7	140,600	194,400
8	141,700	196,200
9	142,800	198,000
10	144,100	199,800
11	145,400	201,600
12	146,700	203,400
13	148,000	205,000
14	149,500	206,900
15	151,000	208,800
16	152,500	210,700
17	153,800	212,600
18	155,300	214,600
19	156,800	216,600
20	158,300	218,600
21	159,700	220,400
22	162,300	222,400
23	164,900	224,400
24	167,500	226,400
25	170,200	228,300
26	171,900	230,200
27	173,600	232,100
28	175,300	234,000
29	176,800	235,700
30	178,600	237,300
31	180,400	238,900
32	182,200	240,500
33	183,800	242,100
34	185,300	243,700
35	186,800	245,300
36	188,300	246,900
37	189,600	248,400
38	190,900	250,000
39	192,200	251,600
40	193,500	253,200
41	194,900	254,600

	42	196,200	256,000
	43	197,500	257,400
	44	198,800	258,800
	45	200,000	260,100
	46	201,300	261,500
	47	202,600	262,900
	48	203,900	264,300
	49	205,100	265,600
	50	206,300	266,900
	51	207,500	268,200
	52	208,700	269,500
	53	210,000	270,600
	54	211,100	271,900
	55	212,200	273,200
	56	213,300	274,500
	57	214,400	275,700
	58	215,500	276,800
	59	216,600	277,900
	60	217,700	279,000
	61	218,800	280,200
再任用職員	62	219,900	281,200
以外の職員	63	221,000	282,200
	64	222,100	283,200
	65	223,000	284,200
	66	224,100	285,100
	67	225,200	286,000
	68	226,300	286,900
	69	227,300	287,900
	70	228,100	288,700
	71	228,900	289,500
	72	229,700	290,300
	73	230,500	291,100
	74	231,200	291,600
	75	231,900	292,100
	76	232,600	292,600
	77	233,400	293,000
	78	234,200	293,400
	79	235,000	293,800
	80	235,800	294,200
	81	236,500	294,500
	82	237,200	294,900
	83	237,900	295,300
	84	238,600	295,700

	85	239,400	296,000
	86	240,100	296,400
	87	240,800	296,800
	88	241,500	297,200
	89	242,300	297,500
	90	242,800	297,900
	91	243,300	298,300
	92	243,800	298,700
	93	244,100	298,900
	94		299,300
	95		299,700
	96		300,100
	97		300,300
	98		300,700
	99		301,100
	100		301,500
	101		301,700
	102		302,100
	103		302,500
	104		302,900
	105		303,100
	106		303,500
	107		303,900
	108		304,300
	109		304,500
	110		304,900
	111		305,300
	112		305,700
	113		305,900
	114		306,300
	115		306,700
	116		307,100
	117		307,300
	118		307,600
	119		307,900
	120		308,200
	121		308,600
	122		308,900
	123		309,200
	124		309,500
	125		309,900
再任用職員		186,800	214,600

別表第4 (第3条、第4条関係)

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職 務
1 級	主事、医療ソーシャルワーカー、機械技師又は電気技師（以下「主事等」という。）の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務
3 級	副主幹の職務
4 級	1 総務課（病院の総務課を除く。以下「局総務課」という。）の課長補佐の職務 2 病院の課長の職務 3 主幹の職務
5 級	1 局総務課の困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 病院の困難な業務を処理する課長の職務 3 困難な業務を処理する主幹の職務
6 級	1 局総務課の課長の職務 2 局長又は次長の職務 3 参事の職務
7 級	1 局総務課の困難な業務を処理する課長の職務 2 困難な業務を処理する局長の職務

備考 この表の6級又は7級の欄に掲げる職の職務のうち、管理者が必要と認めた職員の職務については、その職務の級をそれぞれ7級又は8級とすることができる。

別表第6を次のように改める。

別表第6 (第3条、第4条関係)

現業職給料表級別職務分類表

職務の級	職 務
1 級	自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手の職務
2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手の職務

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程第22条第2項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の勤務について適用する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級の欄に掲げられているものである職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

第3条 施行日の前日において鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「旧給与規程」という。）別表第1、別表第2及び別表第3の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次条に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え)

第4条 施行日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給とする。

(1) 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が旧級に応じた附則別表第3の旧給料月額の欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及び経過期間に応じて同表に定める号給

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

(施行日前の異動者の号給の調整)

第5条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずるものとして管理者が定める職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

第6条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、旧給与規程に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が旧給料月額（鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第6号）附則第7項本文に規定する職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額）に達しないこととなる職員（管理者が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

第8条 前条の規定による給料を支給される職員に関する改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程第7条第2項の規定の適用については、この規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成18年鳥取県病院局管理規程第4号）附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第9条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～7 略	1～7 略
8 前項の規定の適用を受ける職員に対する給与規程第22条及び第26条の規定の適用については、 <u>退職手当に係る部分を除き、額の算出の基礎とする給料月額</u> は、前項の規定による給料月額とする。	8 前項の規定の適用を受ける職員に対する給与規程第22条及び第26条の規定の適用については、 <u>額の算出の基礎とする給料月額</u> は、前項の規定による給料月額とする。
9 略	9 略

第10条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在

しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項等及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から第17項までの規定は、同年2月1日から施行する。</p> <p>(施行期日における職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)</p> <p>2 略</p> <p>(主査等に係る職務の級の特例)</p> <p>3 平成18年2月1日（以下「移行開始日」という。）の前日において附則別表第1の給料表の種類の欄に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成19年3月31日までの間（以下「前期移行期間」という。）、移行開始日の前日における職務の級（平成18年4月1日以後にあっては、<u>同表の暫定級の欄に定める職務の級。</u>以下この項において「<u>暫定級</u>」という。）とする。ただし、前期移行期間中の異動により、改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。</p> <p>(主査等の職務の級の切替え)</p> <p>4 前項に規定する職員のうち、平成19年4月1日（以下「第1切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が附則別表第1の<u>暫定級の欄に定めるものである者</u>であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げるものであるものの第1切替</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から第19項までの規定は、同年2月1日から施行する。</p> <p>(施行期日における職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)</p> <p>2 略</p> <p>(主査等に係る職務の級の特例)</p> <p>3 平成18年2月1日（以下「移行開始日」という。）の前日において附則別表第1の給料表の種類の欄に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成19年3月31日までの間（以下「前期移行期間」という。）、移行開始日の前日における職務の級（以下この項及び附則第8項において「<u>暫定級</u>」という。）とする。ただし、前期移行期間中の異動により、改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。</p> <p>(主査等の職務の級の切替え)</p> <p>4 前項に規定する職員のうち、平成19年4月1日（以下「第1切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が附則別表第1の<u>旧級の欄に掲げるものである者</u>であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げるものであるものの第1切替日</p>

日における職務の級は、旧級の1級下位の級（附則第8項において「第1切替後級」という。）とする。ただし、第1切替日における異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級が旧級以上の級となる者の職務の級については、この限りでない。

(主査等の号給の切替え等)

- 5 前項本文に規定する職員の第1切替日における号給は、次項に規定する職員を除き、その者が第1切替日の前日において適用を受けていた給料表の種類及び同日において受けていた号給の区分に応じ、附則別表第2に定める号給とする。

- 6 附則第4項本文に規定する職員のうち前項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失することとなるとして管理者が定めるものの号給は、管理者が定める。

(主任等に係る職務の級の特例)

- 7 移行開始日の前日において附則別表第3の給料表の種類に掲げる給料表の種類に応じ同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成20年3月31日までの間（以下この項及び附則第14項において「移行期間」という。）、移行開始日の前日における職務の級（平成18年4月1日以後にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項にお

における職務の級は、旧級の1級下位の級（附則第9項において「第1切替後級」という。）とする。ただし、第1切替日における異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級が旧級以上の級となる者の職務の級については、この限りでない。

(主査等の号給の切替え等)

- 5 前項本文に規定する職員の第1切替日における号給（次項において「新号給」という。）は、附則第7項に規定する職員を除き、附則別表第2の給料表の種類に掲げる第1切替日の前日においてその者が適用を受けていた給料表の区分、同表の旧号給の欄に掲げる同日においてその者が受けていた号給（以下この項及び次項において「旧号給」という。）の区分及び同表の期間の区分の欄に掲げるその者が旧号給を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給の欄に定める号給とする。

- 6 前項に規定する職員の新号給を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第2の月数の欄に月数の定めのない職員にあっては第1切替日の前日においてその者が旧号給を受けていた期間（以下この項において「経過期間」という。）とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員にあっては経過期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。

(主査等の職務の級における最高の号給を超える給料月額切替え等)

- 7 附則第4項本文に規定する職員であって第1切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた者の第1切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、前2項の規定の適用を受ける者との均衡を考慮し、管理者が定める。

(主任等に係る職務の級の特例)

- 8 移行開始日の前日において附則別表第3の給料表の種類に掲げる同表の旧級の欄に掲げる職務の級に属する者であって、同日におけるその職務が同表の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、移行開始日から平成20年3月31日までの間（以下この項及び附則第16項において「移行期間」という。）、暫定級とする。ただし、移行期間中の異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級（管理者が定めるものを除く。）

て「暫定級という。)とする。ただし、移行期間中の異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級(管理者が定めるものを除く。)が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

- 8 附則第4項の規定により第1切替日における職務の級が第1切替後級とされる職員であって、第1切替日における職務が附則別表第3の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、第1切替日から平成20年3月31日までの間(以下この項において「後期移行期間」という。)、当該第1切替後級(平成18年4月1日以後にあっては、同表の暫定級の欄に定める職務の級。以下この項において同じ。)とする。ただし、後期移行期間中の異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級(管理者が定めるものを除く。)が第1切替後級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

(主任等の職務の級の切替え)

9 略

(主任等の号給の切替え等)

- 10 前項に規定する職員の第2切替日における号給は、次項に規定する職員を除き、第2切替日の前日においてその者が受けていた号給及び附則別表第5の職員の区分の欄に掲げる職員の区分に応じ、同表に定める号給とする。

が暫定級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

- 9 附則第4項の規定により第1切替日における職務の級が第1切替後級とされる職員であって、第1切替日における職務が附則別表第3の職務の欄に掲げる職務であるものの職務の級は、第1切替日から平成20年3月31日までの間(以下この項において「後期移行期間」という。)、当該第1切替後級とする。ただし、後期移行期間中の異動により、給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級(管理者が定めるものを除く。)が第1切替後級以上の級となる者の当該異動の日以後の職務の級については、この限りでない。

(主任等の職務の級の切替え)

10 略

(主任等の号給の切替え等)

- 11 前項に規定する職員の第2切替日における号給(次項において「新号給」という。)は、附則第13項に規定する職員を除き、附則別表第5のAからUまでの規定で第2切替日の前日においてその者が適用を受けていた給料表の区分、同表の職員の区分の欄に掲げる職員の区分及び同表の旧号給の欄に掲げる同日においてその者が受けていた号給(以下この項及び次項において「旧号給」という。)の区分並びに旧号給が同表の経過期間の欄に期間の定めのある号給であるものにあっては同欄に掲げるその者が旧号給を受けていた期間の区分に応じ、同表の新号給の欄に定める号給とする。

- 12 前項に規定する職員の新号給を受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表第5の月数の欄に月数の定めのない職員にあっては第2切替日の前日においてその者が旧号給を受けていた期間(以下この項において「経過期間」という。)とし、同表の月数の欄に月数の定めのある職員にあっては経過期間に当該月数の欄に定める月数に相当する期間を加減して得た期間に相当する期間とする。

(主任等の職務の級における最高の号給を超える給料

11 附則第9項に規定する職員のうち前項の規定を適用した場合に部内の他の職員と均衡を失することとなるとして管理者が定めるものの号給は、管理者が定める。

(主任等の切替えに伴う経過措置)

12 附則第10項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が第2切替日の前日に受けていた給料月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第6の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

13 前項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

(1) 手当（退職手当を除く。）の額

(2) 給与規程第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(3) 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成18年鳥取県病院局管理規程第4号）附則第7条の施行日の前日における給料月額

(休職者等の特例)

14 附則第7項又は第8項に規定する職員のうち、移行期間中引き続いて休職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第22条第3項の海外随伴休暇を命ぜられ、又は承認されているものが、第2切替日以降に復職し、

月額切替え等)

13 附則第10項に規定する職員であって第2切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた者の第2切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、前2項の規定の適用を受ける者との均衡を考慮し、管理者が定める。

(主任等の切替えに伴う経過措置)

14 附則第11項又は前項の規定の適用を受ける職員で、これらの規定により定められる第2切替日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が第2切替日の前日に受けていた給料月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第6の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下この項において「経過措置額」という。）とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

15 前項の規定の適用を受ける職員に対する給与規程第22条及び第26条の規定の適用については、給与の額の算出の基礎となる給料月額は前項に規定する額とする。

(休職者等の特例)

16 附則第8項又は第9項に規定する職員のうち、移行期間中引き続いて休職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第22条第3項の海外随伴休暇を命ぜられ、又は承認されているものが、第2切替日以降に復職し、

又は職務に復帰した場合（復職し、又は職務に復帰した日（以下「復職等の日」という。）が平成23年3月31日以前であるものに限る。）には、附則第7項又は第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる復職等の日の区分に応じ当該各号に定める日（当該日以前の異動により、当該異動の日における給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級（管理者が定めるものを除く。）が移行開始日の前日における職務の級以上の級となる者にあつては、当該異動の日の前日）までの期間（以下「特例延長期間」という。）、その者の職務の級は、移行開始日の前日における職務の級とする。

(1)及び(2) 略

15 附則第10項及び第11項の規定は、前項に規定する職員の特例延長期間の末日の翌日における号給について準用する。この場合において、附則第10項中「第2切替日における」とあるのは「特例延長期間の末日の翌日における」と、「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と読み替えるものとする。

16 前項の規定により準用される附則第10項又は第11項の規定の適用を受ける職員（附則第14項第2号に係るものを除く。）で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が特例延長期間の末日に受けていた給料月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下「経過措置額」という。）とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

17 附則第13項の規定は、附則第14項に規定する職員

又は職務に復帰した場合（復職し、又は職務に復帰した日（以下「復職等の日」という。）が平成23年3月31日以前であるものに限る。）には、附則第8項又は第9項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる復職等の日の区分に応じ当該各号に定める日（当該日以前の異動により、当該異動の日における給与規程第3条第2項及び第4条の規定を適用した場合における職務の級（管理者が定めるものを除く。）が移行開始日の前日における職務の級以上の級となる者にあつては、当該異動の日の前日）までの期間（以下「特例延長期間」という。）、その者の職務の級は、移行開始日の前日における職務の級とする。

(1)及び(2) 略

17 附則第11項から第13項までの規定は、前項に規定する職員の特例延長期間の末日の翌日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間について準用する。この場合において、附則第11項及び第13項中「第2切替日における」とあるのは「特例延長期間の末日の翌日における」と、「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と、附則第12項中「第2切替日の前日」とあるのは「特例延長期間の末日」と読み替えるものとする。

18 前項の規定により準用される附則第11項又は第13項の規定の適用を受ける職員（附則第16項第2号に係るものを除く。）で、これらの規定により定められる特例延長期間の末日の翌日における給料月額（以下この項において「新給料月額」という。）が特例延長期間の末日に受けていた給料月額（以下この項において「旧給料月額」という。）に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額に附則別表第7の年度の欄に掲げる復職等の日の属する年度の区分及び同表の期間の欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（以下「経過措置額」という。）とする。ただし、給与規程第3条及び第4条の規定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達することとなる場合には、その達した日以後の給料月額については、この限りでない。

19 附則第15項の規定は、附則第16項に規定する職員

(同項第2号に係る者を除く。)の平成23年3月31日までの間の給料月額について準用する。

(委任)

18 略

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

19 略

附則別表第1 (附則第3項、第4項関係)

給料表の種類	旧級	職 務	暫定級
行政職給料表	7級	主査の職務	5級
医療職給料表(2)	6級	技幹の職務	6級
医療職給料表(3)			

附則別表第3 (附則第7項、第8項関係)

給料表の種類	旧級	職 務	暫定級
行政職給料表	4級	1 主事又は技師の職務 2 主任の職務	3級
	5級	主任の職務	
	6級	1 主任の職務 2 係長の職務	4級
医療職給料表(2)	3級及び4級	1 衛生技師の職務 2 薬剤師の職務	開始日の前日における職務の級
	5級	1 主任の職務 2 係長の職務	
医療職給料表(3)	2級から4級まで	1 准看護師の職務 2 看護師の職務	
	5級	1 看護師の職務 2 技幹の職務	

附則別表第4 (附則第9項関係)

給料表の種類	第2切替日における職務	旧 級	新 級
行政職給料表	主事又は技師の職務	3級及び4級	2級
		係長の職務	3級
略			

(同項第2号に係る者を除く。)の平成23年3月31日までの間の給料月額について準用する。

(委任)

20 略

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

21 略

附則別表第1 (附則第3項、第4項関係)

給料表の種類	旧級	職 務
行政職給料表	7級	主査の職務
医療職給料表(2)	6級	技幹の職務
医療職給料表(3)		

附則別表第3 (附則第8項、第9項関係)

給料表の種類	旧級	職 務
行政職給料表	4級	1 主事又は技師の職務 2 主任の職務
	5級	主任の職務
	6級	1 主任の職務 2 係長の職務
医療職給料表(2)	3級及び4級	1 衛生技師の職務 2 薬剤師の職務
	5級	1 主任の職務 2 係長の職務
医療職給料表(3)	2級から4級まで	1 准看護師の職務 2 看護師の職務
	5級	1 看護師の職務 2 技幹の職務

附則別表第4 (附則第10項関係)

給料表の種類	第2切替日における職務	旧 級	新 級
行政職給料表	主事又は技師の職務	4級から6級まで	3級
		係長の職務	5級
略			

附則別表第6 (附則第12項関係) 略

附則別表第6 (附則第14項関係) 略

附則別表第7 (附則第18項関係)

年 度	期 間	割 合
平成20年度	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	100分の66
	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	100分の33
平成21年度	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	100分の50

第11条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則別表第2及び附則別表第5を次のように改める。

附則別表第2 (附則第5項関係)

旧号給	行政職 給料表	医 療 職 給料表(2)	医 療 職 給料表(3)
57		85	
58		85	
59		85	
60		85	
61		85	93
62		85	93
63		85	93
64		85	93
65		85	93
66			93
67			93
68			93
69	77		93
70	78		
71	79		
72	80		
73	83		
74	84		
75	85		
76	86		
77	89		
78	89		
79	89		
80	90		
81	93		
82	93		

83	93		
84	93		
85	93		

附則別表第5 (附則第10項関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	職 員 の 区 分			
	旧級が3級であった職員 (改定前級が4級であったものに限る。) であって、新級が2級となるもの	旧級が3級であった職員 (改定前級が4級であったものを除く。) であって、新級が2級となるもの	旧級が4級であった職員 であって、新級が2級となるもの	旧級が4級であった職員 であって、新級が3級となるもの
17	29			
18	30			
19	31			
20	32			
21	35			
22	36			
23	37			
24	38			
25	39			
26	40			
27	41			
28	42			
29	43			
30	44			
31	45			
32	46			
33	47	39	57	49
34	48	40	58	50
35	49	41	59	51
36	50	42	60	52
37	51	45	61	53
38	52	46	62	54
39	53	47	63	55
40	54	48	64	56
41	55	49	65	57
42	56	50	66	58
43	57	51	67	59
44	58	52	68	60
45	59	53	69	61
46	60	54	70	62
47	61	55	71	63

48	62	56	72	64
49	64	57	73	65
50	66	58	74	66
51	68	59	75	67
52	70	60	76	68
53	71	61	77	69
54	72	62	78	70
55	73	63	79	71
56	74	64	80	72
57	75	65	81	73
58		66	82	74
59		67	83	75
60		68	84	76
61		69	85	77
62		70	86	78
63		71	87	79
64		72	88	80
65		73	89	81
66		74	90	82
67		75	91	83
68		76	92	84
69		77	93	85
70		78	94	86
71		79	95	87
72		80	96	88
73		81	97	89
74		82	98	90
75		83	99	91
76		84	100	92
77		85	101	93
78		86	102	94
79		87	103	95
80		88	104	96
81		89	105	97
82		90	106	98
83		91	107	99
84		92	108	100
85		93	109	101
86		94	110	102
87		95	111	103
88		96	112	104
89		97	115	107
90		98	116	108

91		99	117	109
92		100	118	109
93		101	管理者が定める号給	管理者が定める号給
94		102		
95		103		
96		104		
97		105		
98		106		
99		107		
100		108		
101		109		
102		110		
103		111		
104		112		
105		113		
106		114		
107		115		
108		116		
109		119		
110		120		
111		121		
112		122		
113		125		
114		125		
115		125		
116		125		
117		125		

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	職 員 の 区 分			
	旧級が3級であった職員	旧級が4級であった職員	旧級が5級であった職員であって、新級が2級となるもの	旧級が5級であった職員であって、新級が4級となるもの
25	37	47	65	41
26	38	48	66	42
27	39	49	67	43
28	40	50	68	44
29	43	53	69	45
30	44	54	70	46
31	45	55	71	47
32	46	56	72	48
33	47	57	73	49
34	48	58	74	50

35	49	59	75	51
36	50	60	76	52
37	51	61	77	53
38	52	62	78	54
39	53	63	79	55
40	54	64	80	56
41	55	65	81	57
42	56	66	82	58
43	57	67	83	59
44	58	68	84	60
45	59	69	85	61
46	60	70	86	62
47	61	71	87	63
48	62	72	88	64
49	63	73	89	65
50	64	74	90	66
51	65	75	91	67
52	66	76	92	68
53	67	77	93	69
54		78	94	70
55		79	95	71
56		80	96	72
57		81	97	73
58		82	98	74
59		83	99	75
60		84	100	76
61		85	101	77
62		86	102	78
63		87	103	79
64		88	104	80
65		89	105	81
66		90	105	82
67		91	105	83
68		92	105	84
69		93	105	85
70		94	105	86
71		95	105	87
72		96	105	88
73		97	105	89
74		98	105	90
75		99	105	91
76		100	105	92
77		101	105	93

78		102	105	94
79		103	105	95
80		104	105	96
81		105	105	99
82		105	105	100
83		105	105	101
84		105	105	101
85		105	105	管理者が定める号給
86		105		
87		105		
88		105		
89		105		
90		105		
91		105		
92		105		
93		105		
94		105		
95		105		
96		105		
97		105		
98		105		
99		105		
100		105		
101		105		
102		105		
103		105		
104		105		
105		105		
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	職 員 の 区 分	
	第2切替日の前日における職務が技幹である者 以外の者	第2切替日の前日における職務が技幹である者
29	45	
30	46	
31	47	
32	48	
33	49	
34	50	

35	51	
36	52	
37	53	
38	54	
39	55	
40	56	
41	57	
42	58	
43	59	
44	60	
45	61	
46	62	
47	63	
48	64	
49	65	
50	66	
51	67	
52	68	
53	69	
54	70	
55	71	
56	72	
57	73	89
58	74	90
59	75	91
60	76	92
61	77	93
62	78	94
63	79	95
64	80	96
65	81	97
66	82	98
67	83	99
68	84	100
69	85	101
70	86	101
71	87	102
72	88	103
73	89	104
74	90	105
75	91	105
76	92	105
77	93	106

78	94	107
79	95	108
80	96	109
81	97	109
82	98	109
83	99	109
84	100	109
85	103	110
86	104	111
87	105	112
88	105	113
89	109	113
90	109	113
91	109	113
92	109	113
93	管理者が定める号給	113

備考 この表において、「旧級」とは、第2切替日の前日においてその者が属していた職務の級をいい、「新級」とは、第2切替日においてその者が属することとなる職務の級をいい、「改定前級」とは、平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級をいう。

附則別表第1（附則第2条関係）

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
現業職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級

附則別表第2（附則第3条関係）

ア 行政職給料表

旧号給	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1

	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13

10	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	

	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						

27	6月以上9月未満		107	79						
	9月以上12月未満		108	80						
	12月以上		109	81						
28	3月未満		109	81						
	3月以上6月未満		110	82						
	6月以上9月未満		111	83						
	9月以上12月未満		112	84						
	12月以上		113	85						
29	3月未満		113							
	3月以上6月未満		114							
	6月以上9月未満		115							
	9月以上12月未満		116							
	12月以上		117							
30	3月未満		117							
	3月以上6月未満		118							
	6月以上9月未満		119							
	9月以上12月未満		120							
	12月以上		121							
31	3月未満		121							
	3月以上6月未満		122							
	6月以上9月未満		123							
	9月以上12月未満		124							
	12月以上		125							
32	3月未満		125							
	3月以上6月未満		125							
	6月以上9月未満		125							
	9月以上12月未満		125							
	12月以上		125							

イ 医療職給料表(1)

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1
	3月未満	5	1	1	1

3	3月以上6月未満	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	4	1	1
	12月以上	9	5	1	1
4	3月未満	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	8	1	1
	12月以上	13	9	1	1
5	3月未満	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	12	4	1
	12月以上	17	13	5	1
6	3月未満	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	16	8	1
	12月以上	21	17	9	1
7	3月未満	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	20	12	4
	12月以上	25	21	13	5
8	3月未満	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	24	16	8
	12月以上	29	25	17	9
9	3月未満	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	28	20	12
	12月以上	33	29	21	13
10	3月未満	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	31	23	15
	9月以上12月未満	36	32	24	16
	12月以上	37	33	25	17
11	3月未満	37	33	25	17
	3月以上6月未満	38	34	26	18
	6月以上9月未満	39	35	27	19
	9月以上12月未満	40	36	28	20

	12月以上	41	37	29	21
12	3月未満	41	37	29	21
	3月以上6月未満	42	38	30	22
	6月以上9月未満	43	39	31	23
	9月以上12月未満	44	40	32	24
	12月以上	45	41	33	25
13	3月未満	45	41	33	25
	3月以上6月未満	46	42	34	26
	6月以上9月未満	47	43	35	27
	9月以上12月未満	48	44	36	28
	12月以上	49	45	37	29
14	3月未満	49	45	37	29
	3月以上6月未満	50	46	38	30
	6月以上9月未満	51	47	39	31
	9月以上12月未満	52	48	40	32
	12月以上	53	49	41	33
15	3月未満	53	49	41	33
	3月以上6月未満	54	50	42	34
	6月以上9月未満	55	51	43	35
	9月以上12月未満	56	52	44	36
	12月以上	57	53	45	37
16	3月未満	57	53	45	37
	3月以上6月未満	58	54	46	38
	6月以上9月未満	59	55	47	39
	9月以上12月未満	60	56	48	40
	12月以上	61	57	49	41
17	3月未満	61	57	49	41
	3月以上6月未満	62	58	50	42
	6月以上9月未満	63	59	51	43
	9月以上12月未満	64	60	52	44
	12月以上	65	61	53	45
18	3月未満	65	61	53	45
	3月以上6月未満	65	62	54	46
	6月以上9月未満	65	63	55	47
	9月以上12月未満	65	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
19	3月未満		65	57	49
	3月以上6月未満		66	58	50
	6月以上9月未満		67	59	51
	9月以上12月未満		68	60	52
	12月以上		69	61	53
	3月未満		69	61	53
	3月以上6月未満		70	62	53

20	6月以上9月未満		71	63	53
	9月以上12月未満		72	64	53
	12月以上		73	65	53
21	3月未満		73	65	
	3月以上6月未満		74	66	
	6月以上9月未満		75	67	
	9月以上12月未満		76	68	
	12月以上		77	69	
22	3月未満		77	69	
	3月以上6月未満		78	70	
	6月以上9月未満		79	71	
	9月以上12月未満		80	72	
	12月以上		81	73	
23	3月未満		81	73	
	3月以上6月未満		82	74	
	6月以上9月未満		83	75	
	9月以上12月未満		84	76	
	12月以上		85	77	
24	3月未満		85	77	
	3月以上6月未満		85	78	
	6月以上9月未満		85	79	
	9月以上12月未満		85	80	
	12月以上		85	81	

ウ 医療職給料表(2)

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
	3月未満	9	9	9	5	1	1	1

4	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28

	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	45
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	45
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	45
	12月以上	65	65	65	61	57	53	45
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	
	12月以上	69	69	69	65	61	57	
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	
	12月以上	73	73	73	69	65	61	
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
	3月未満	77	77	77	73	69		
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70		

21	6月以上9月未満	79	79	79	75	71		
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72		
	12月以上	81	81	81	77	73		
22	3月未満	81	81	81	77	73		
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74		
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75		
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76		
	12月以上	85	85	85	81	77		
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80		
	12月以上	85	89	89	85	81		
24	3月未満		89	89	85			
	3月以上6月未満		90	90	86			
	6月以上9月未満		91	91	87			
	9月以上12月未満		92	92	88			
	12月以上		93	93	89			
25	3月未満		93	93	89			
	3月以上6月未満		94	94	90			
	6月以上9月未満		95	95	91			
	9月以上12月未満		96	96	92			
	12月以上		97	97	93			
26	3月未満		97	97	93			
	3月以上6月未満		98	98	94			
	6月以上9月未満		99	99	95			
	9月以上12月未満		100	100	96			
	12月以上		101	101	97			
27	3月未満		101	101	97			
	3月以上6月未満		102	102	98			
	6月以上9月未満		103	103	99			
	9月以上12月未満		104	104	100			
	12月以上		105	105	101			
28	3月未満		105	105				
	3月以上6月未満		105	106				
	6月以上9月未満		105	107				
	9月以上12月未満		105	108				
	12月以上		105	109				
29	3月未満			109				
	3月以上6月未満			110				
	6月以上9月未満			111				
	9月以上12月未満			112				
	12月以上			113				

30	3月未満			113				
	3月以上6月未満			114				
	6月以上9月未満			115				
	9月以上12月未満			116				
	12月以上			117				

工 医療職給料表(3)

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		1			1	1	1	1
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8

	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42

16	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	53
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	53
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	53
	12月以上	73	73	73	69	65	61	53
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		

25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上6月未満	94	94	94	90			
	6月以上9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上6月未満	98	98	98	94			
	6月以上9月未満	99	99	99	95			
	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上6月未満	102	102	102	98			
	6月以上9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上6月未満	106	106	106	102			
	6月以上9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上6月未満	110	110	110				
	6月以上9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月未満	114	114	114				
	6月以上9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月未満	118	118	118				
	6月以上9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					

	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	157						
	6月以上9月未満	157						
	9月以上12月未満	157						
	12月以上	157						

才 現業職給料表

旧号給	旧級			
	経過期間	1 級	2 級	3 級
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			2
	6月以上9月未満			3
	9月以上12月未満			4
	12月以上			5
2	3月未満	1	25	5
	3月以上6月未満	2	26	6
	6月以上9月未満	3	27	7
	9月以上12月未満	4	28	8
	12月以上	5	29	9
3	3月未満	5	29	9
	3月以上6月未満	6	30	10
	6月以上9月未満	7	31	11
	9月以上12月未満	8	32	12
	12月以上	9	33	13
4	3月未満	9	33	13
	3月以上6月未満	10	34	14
	6月以上9月未満	11	35	15
	9月以上12月未満	12	36	16
	12月以上	13	37	17
5	3月未満	13	37	17
	3月以上6月未満	14	38	18
	6月以上9月未満	15	39	19
	9月以上12月未満	16	40	20
	12月以上	17	41	21
6	3月未満	17	41	21
	3月以上6月未満	18	42	22
	6月以上9月未満	19	43	23
	9月以上12月未満	20	44	24
	12月以上	21	45	25
7	3月未満	21	45	25
	3月以上6月未満	22	46	26
	6月以上9月未満	23	47	27
	9月以上12月未満	24	48	28
	12月以上	25	49	29
8	3月未満	25	49	29
	3月以上6月未満	26	50	30
	6月以上9月未満	27	51	31
	9月以上12月未満	28	52	32
	12月以上	29	53	33
	3月未満	29	53	33

9	3月以上6月未満	29	54	34
	6月以上9月未満	30	55	35
	9月以上12月未満	30	56	36
	12月以上	31	57	37
10	3月未満	31	57	37
	3月以上6月未満	31	58	38
	6月以上9月未満	32	59	39
	9月以上12月未満	32	60	40
	12月以上	33	61	41
11	3月未満	33	61	41
	3月以上6月未満	33	62	42
	6月以上9月未満	33	63	43
	9月以上12月未満	34	64	44
	12月以上	34	65	45
12	3月未満	34	65	45
	3月以上6月未満	34	66	46
	6月以上9月未満	35	67	47
	9月以上12月未満	35	68	48
	12月以上	35	69	49
13	3月未満	35	69	49
	3月以上6月未満	36	70	50
	6月以上9月未満	36	71	51
	9月以上12月未満	36	72	52
	12月以上	37	73	53
14	3月未満	37	73	53
	3月以上6月未満	37	74	54
	6月以上9月未満	37	75	55
	9月以上12月未満	37	76	56
	12月以上	38	77	57
15	3月未満	38	77	57
	3月以上6月未満	38	78	58
	6月以上9月未満	38	79	59
	9月以上12月未満	38	80	60
	12月以上	39	81	61
16	3月未満	39	81	61
	3月以上6月未満	39	82	62
	6月以上9月未満	39	83	63
	9月以上12月未満	39	84	64
	12月以上	40	85	65
17	3月未満		85	65
	3月以上6月未満		86	66
	6月以上9月未満		87	67
	9月以上12月未満		88	68

	12月以上		89	69
18	3月未満		89	69
	3月以上6月未満		90	70
	6月以上9月未満		91	71
	9月以上12月未満		92	72
	12月以上		93	73
19	3月未満		93	73
	3月以上6月未満		93	74
	6月以上9月未満		93	75
	9月以上12月未満		93	76
	12月以上		93	77
20	3月未満			77
	3月以上6月未満			78
	6月以上9月未満			79
	9月以上12月未満			80
	12月以上			81
21	3月未満			81
	3月以上6月未満			82
	6月以上9月未満			83
	9月以上12月未満			84
	12月以上			85
22	3月未満			85
	3月以上6月未満			86
	6月以上9月未満			87
	9月以上12月未満			88
	12月以上			89
23	3月未満			89
	3月以上6月未満			90
	6月以上9月未満			91
	9月以上12月未満			92
	12月以上			93
24	3月未満			93
	3月以上6月未満			94
	6月以上9月未満			95
	9月以上12月未満			96
	12月以上			97
25	3月未満			97
	3月以上6月未満			98
	6月以上9月未満			99
	9月以上12月未満			100
	12月以上			101
	3月未満			101
	3月以上6月未満			102

26	6月以上9月未満			103
	9月以上12月未満			104
	12月以上			105
27	3月未満			105
	3月以上6月未満			106
	6月以上9月未満			107
	9月以上12月未満			108
	12月以上			109
28	3月未満			109
	3月以上6月未満			110
	6月以上9月未満			111
	9月以上12月未満			112
	12月以上			113
29	3月未満			113
	3月以上6月未満			114
	6月以上9月未満			115
	9月以上12月未満			116
	12月以上			117
30	3月未満			117
	3月以上6月未満			118
	6月以上9月未満			119
	9月以上12月未満			120
	12月以上			121
31	3月未満			121
	3月以上6月未満			122
	6月以上9月未満			123
	9月以上12月未満			124
	12月以上			125
32	3月未満			125
	3月以上6月未満			125
	6月以上9月未満			125
	9月以上12月未満			125
	12月以上			125

附則別表第3 (附則第4条関係)

ア 行政職給料表

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月未満
	旧給料月額					
	円					
	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97

4 級	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
	385,200	113	114	115	116	117
5 級	383,000	109	110	111	112	113
	385,600	113	114	115	116	117
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
10 級	513,000	37	38	39	40	41

イ 医療職給料表(2)

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月未満
	円					
3 級	368,400	117	118	119	120	121
	370,600	121	122	123	124	125
4 級	386,900	101	102	103	104	105
	389,500	105	106	107	108	109
5 級	424,900	81	82	83	84	85

ウ 医療職給料表(3)

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月未満
	円					
2 級	369,600	149	150	151	152	153
	371,800	153	154	155	156	157
3 級	396,600	121	122	123	124	125
	398,900	125	126	127	128	129
4 級	408,600	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
5 級	428,900	85	86	87	88	89
	431,400	89	90	91	92	93

